

2025 年 8 月 25 日

「銀行等監査特別委員会報告第 4 号『銀行等金融機関の資産の自己査定並びに
貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針』の改正」（公開草案）に
対する意見・質問

一般社団法人全国地方銀行協会

No	該当箇所	意見・質問
1	第 24 項 (注 11)	将来見込み等を考慮して自己査定を行う体制の整備や、自己査定結果の正確性と償却・引当計上プロセスの適切性等について、会計監査人が許容する具体的な目線が示されていないが、各金融機関において、「例えば（略）方針を定めている場合」に記載されている体制整備、定期的又は適時の検証の実施、自己査定等の見直し方針の定めがある場合には、その内容に関わらず、「金融機関の体制が、当該方針と整合的に整備・運用され、また、債務者のリスクを適切に勘案して予想損失額が合理的に見積計上されている」とみなされるのか。
2	第 24 項 (注 11)	以下のような点について、具体的な実務の目線を示していただきたい。 ・「債務者との緊密な関係性に基づいて把握した経営等の実態及びこれに基づいて形成した将来見込み等を考慮して自己査定を行う体制」の整備について、 ①緊密な関係性とはどのような状態が求められるのか。 ②把握する債務者の情報はどの程度の水準が求められるのか。 ③「把握した経営等の実態及びこれに基づいて形成した将来見込み等」をどのように考慮すれば足りるのか。 ・「定期的又は適時に検証等が行われ、必要な場合には自己査定等を見直す等の方針を定めている場合」とあるが、事後的（定期的又は適時）に検証を行う体制とは、具体的にどの程度の水準が求められるのか。 本実務指針において、会計監査人の具体的な実務の目線が示されない場合、各金融機関は会計監査人から許容される内容が不明確な中で、手探りで会計監査人と実務を相談しなければならない、かつ、制度の開始まで残り 1 年を切って

		いる状況下において金融機関が一斉に会計監査人に相談することとなるため、実務の構築が制度開始に間に合わなくなる可能性があるなど、金融機関が企業価値担保権の活用を進めるうえでの支障が生じる懸念がある。 また、会計監査人にとっても、制度開始までに多数の金融機関からの一斉の相談に短期間に対応するには、監査の目線があった方がよいと考えられる。
3	第 24 項 (注 11)	企業価値担保権制度の開始時点では、金融庁「企業価値担保権付き融資の評価や引当の方法等に係る基本的な考え方について」の「5. 適切性の確保」において示されている、以下の点を盛り込んだ体制を整備できていればよいとの理解でよい。 ・企業価値担保権付きの融資に適した融資方針等を策定・特定した上で、関係部署間で共有・実施する体制 ・他の貸し手とは質的に異なる緊密な関係を構築し、借り手の事業の将来見通しを的確に把握する体制 ・的確な融資評価（債務者区分・格付の判定）を行うにあたり、事業の継続性や将来の返済可能性があると考ええる根拠として、事業の見通し（キャッシュ・フロー創出能力）が想定範囲内で推移していること等を疎明できる体制 また、適切性の確保については、事後的に体制を検証し、必要に応じて改善するという理解でよい。
4	第 24 項 (注 11)	現在開発中の IFRS9 に準拠した新しい会計基準と、企業価値担保権付き融資の引当との適合性に関する考え方を示していただきたい。

以 上